

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○職員への給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………

……………（総務局人事部制度企画課）……………

○東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………

……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………

### 訓令

○職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部改正……………

……………（総務局人事部制度企画課）……………

○通勤手当支給規程の一部改正……………

……………（同）……………

### 告示

○特定計量器定期検査の実施（六件）……………

……………（生活文化局計量検定所検査課）……………

○都市計画事業の認可……………

……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………

……………（同）……………

○建築基準法による一定の一団の土地の区域（二件）……………

……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………

○建築基準法による一団地の区域（二件）……………

……………（同）……………

○建築基準法による道路の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………

○都営住宅の廃止……………

……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）……………

○都営住宅の使用料の変更……………

……………（同）……………

○都営改良住宅の使用料の変更……………

……………（同）……………

○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………

……………（同）……………

### 規則（文）

○東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程……………

……………

### 公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………

○都市計画事業の事業計画の変更……………

……………（建設局公園緑地部計画課）……………

## 規則

職員への給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第八号

職員への給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員への給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第七十二号）の一部を

次のように改正する。

第六条第三項の後段として次のように加える。

この場合において、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）に規定する扶養手当及び住居手当に係る各任命権者が定める届出の様式は、知事の承認を得たものとみなす。

第十二条第二項第一号中「十八」を「十九」に改める。

### 附則

この規則は、令和三年三月一日から施行する。ただし、第十二条第二項第一号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則(昭和二十五年東京都規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式1中「㉔」を削り、同様式5を次のように改める。  
(第 一 面)  
(第 五 面)

(第5面)

(行番)

1 各面共通関係

- ① ※印のある欄は、記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2 第一面関係

- ① 調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行った全ての調査者について記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格について記入してください。調査者が建築基準法施行規則(以下「規則」という。)第6条の6に規定する特定建築物調査員である場合は、規則第6条の5に規定する特定建築物調査員資格証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑤ 3欄の「ニ」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。
- ⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「特記すべき事項あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「特記すべき事項」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。それ以外の場合は、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑨ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑩ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の敷地にあるときは、1欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づき命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してくださいから成る場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて記入してください。
- ⑤ 2欄の「ホ」の今回報告部分の床面積の合計欄には、3欄の床面積のうち、今回調査により報告を行う部分の床面積の合計を記入してください。
- ⑥ 3欄の「イ」は、最上階から用途ごとに順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。また、同一階に複数の用途がある場合は、「階別床面積の合計」に各階の床面積の合計を記入してください。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築基準法施行細則別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓令

●東京都訓令第一号

職員との給与に関する条例施行規則取扱規程（昭和四十年東京都訓令甲第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

第四条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、規則第五条の認定を総務事務を集約する組織において行う場合は、総務局人事部総務事務センター運営担当課長が行うものとする。

附則

この訓令は、令和三年三月一日から施行する。

●東京都訓令第二号

庁 中 一 般  
支 業 所  
事 業 所  
取用委員会事務局

労働委員会事務局

通勤手当支給規程（昭和三十三年東京都訓令甲第五十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

第三条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、第一号を削り、同項第二号中「または」を「又は」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、任命権者を異にして異動した職員における第一項の規定による届出は、各任命権者が定める通勤手当に係る届出の様式によることができる。
- 第四条中「とき」の下に「又は所属長を異にして異動した職員があつたとき」を加える。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

告示

●東京都告示第六十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 中野区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和三年四月五日から同年五月二十五日まで（東京都の休日に関する条

例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第百六十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 荒川区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和三年四月一日から同年五月七日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第百七十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 渋谷区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和三年四月一日から同年五月二十六日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第百七十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 新宿区、文京区及び目黒区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和三年四月一日から同年五月十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第百七十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 立川市、武蔵野市、小平市、東村山市、国分寺市、清瀬市、東久留米市及び西東京市

二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 令和三年四月一日から同月二十六日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第七十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市及び瑞穂町

二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二トン

を超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日

令和三年四月二十二日から同年六月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月二十六日 東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 品川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業品川第二・二種及び品川七十二号旗の台六丁目公園

三 事業施行期間 令和三年二月二十六日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地 品川区旗の台六丁目地内

取用の部分 使用の部分 なし

●東京都告示第七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一

項の規定に基づき平成三十一年東京都告示第八十三号東京都都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 品川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第三・四・九種及び品川十二号天王洲公園

三 事業施行期間 平成三十一年一月三十一日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

●東京都告示第七十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日 対象区域の地名地番 認定年月日

世田谷区船橋二丁目五十五番四、五 令和三年一月二十六番一、五十八番一、同番二、同十六日 番四、同番七、同番十八から同番二十まで、同番二十三、同番二十五及び同番二十六

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

渋谷区神南二丁目二番一 令和三年二月五日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区南麻布四丁目五十五番一、五十 令和三年一月二七番一、同番二、同番四、同番十五、十八日  
同番十八、同番二十一、同番二十七  
から同番二十九まで及び百五十四番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

新宿区信濃町三十五番一及び同番八 令和三年二月十日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第八十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和三年二月三日  
第一項第四号 月三日  
の規定による  
武蔵村山市榎三丁目十七番一、同番四、同番五及び同番十から同番十二までの各一部、同番十二地先並びに十九番三から同番七までの各一部、同番七地先並びに同番八、同番十、二十番一、同番四、同番五、二十一番一、同番三、同番五、同番六、二十二番一及び同番二の各一部

延長 二九一・〇  
幅員 〇・〇六  
〇・〇〇

●東京都告示第八十一号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

上石神井アパート  
(13、16A号棟)

練馬区石神井台四丁目五番

中層耐火 五一・五平方メートル

二〇戸

上石神井アパート  
(15号棟)

同右

同右

五一・〇平方メートル

二四戸

上石神井アパート  
(17号棟)

同右

同右

五一・六平方メートル

四〇戸

●東京都告示第百八十二号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三  
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の  
ように変更し、令和三年三月一日から実施するので、同条  
第三項の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

種 類	構 造 名	稱 位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	93,200
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	2	39,900	182,600
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,300	80,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイムアパート(17号棟)	新宿区戸山2-17	38.3	1	32,100	66,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイムアパート(18号棟)	新宿区戸山2-18	36.3	1	30,600	70,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイムアパート(29号棟)	新宿区戸山2-29	38.8	1	32,600	68,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイムアパート(33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	33,800	78,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイムアパート(23号棟)	新宿区戸山2-23	38.8	1	32,700	69,400
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート(1号棟)	新宿区戸山3-18	37.3	1	32,900	66,400
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(35号棟)	墨田区文花1-28	37.8	2	25,800	46,200
一般都営	高層耐火	太平南アパート(1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	4	31,000	45,500
一般都営	高層耐火	太平南アパート(1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	1	30,500	45,500
一般都営	中層耐火	立花三丁目アパート(1号棟)	墨田区立花3-24	42.3	1	29,300	45,700
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(7号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	64,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	64,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(5号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	66,000
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	2	40,600	73,200
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	3	40,600	73,200
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	3	40,200	74,300
一般都営	中層耐火	大島五丁目第2アパート(15号棟)	江東区大島5-17	55.9	1	47,200	69,100
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(1号棟)	江東区亀戸7-67	36.2	1	28,800	42,500
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート(2号棟)	江東区東砂1-5	42.3	1	34,000	49,700
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(11号棟)	江東区東砂2-13	37.9	2	29,800	50,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(20号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,400
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	35,600
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート(7号棟)	江東区南砂1-1	42.2	2	33,800	49,100
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	33,600	53,900
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	81,100
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	42,600
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,400	44,500
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(49号棟)	品川区八潮5-10	59.5	1	52,400	96,900
一般都営	高層耐火	西六郷四丁目アパート(2号棟)	大田区西六郷4-25	55.9	1	46,100	76,000
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート(2号棟)	大田区西糀谷2-23	42.2	1	34,200	61,500

種 類	構 造 名	稱 位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	萩中一丁目アパート(13号棟)	大田区萩中1-3	39.0	1	31,100	58,900
一般都営	中層耐火	弦巻五丁目アパート(3号棟)	世田谷区弦巻5-3	36.2	1	28,700	65,000
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(1号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	44,200	73,800
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(4号棟)	世田谷区喜多見2-10	51.0	1	40,300	67,400
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	81,800
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート(2号棟)	中野区南台5-7	56.8	1	42,500	92,900
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,000	44,300
一般都営	中層耐火	要町二丁目アパート(1号棟)	豊島区要町2-14	59.6	1	51,800	116,100
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	55,800
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	3	31,100	51,800
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(3号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	71,400
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(6号棟)	北区浮間1-5	55.9	1	44,600	77,300
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	38,800	62,900
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(2号棟)	北区浮間1-8	55.9	1	45,300	80,600
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(8号棟)	北区浮間1-14	59.6	1	48,700	91,300
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(11号棟)	北区浮間1-14	59.6	2	48,700	91,300
一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート(10号棟)	北区西ヶ丘2-16	51.0	1	41,000	69,600
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(5号棟)	北区王子本町3-12	31.9	1	24,100	47,400
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート(7号棟)	北区王子3-23	40.7	1	31,800	54,300
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(1号棟)	北区滝野川3-65	33.4	1	25,600	44,800
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(6号棟)	北区滝野川3-62	36.4	1	28,100	47,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(14号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	63,500
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)	北区滝野川3-80	37.3	1	29,600	46,200
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(8号棟)	北区赤羽西5-4	39.0	1	29,900	48,300
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(9号棟)	北区赤羽西5-7	42.3	1	33,300	46,700
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(10号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	46,300
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(11号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	46,300
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	1	26,800	40,200
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,400	37,100
一般都営	中層耐火	板橋本町アパート(2号棟)	板橋区本町8-2	48.1	1	37,300	70,100
一般都営	中層耐火	相生町アパート(3号棟)	板橋区相生町24-3	42.3	1	31,700	52,300
一般都営	中層耐火	東坂下二丁目アパート(1号棟)	板橋区東坂下2-9	51.0	1	38,000	65,400
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,400	66,500

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,100	70,400
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート (1号棟)	練馬区春日町5-30	51.2	1	39,600	76,300
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート (1号棟)	練馬区富士見台3-48	39.0	1	29,000	54,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート (1号棟)	練馬区南田中3-31	32.6	1	23,600	44,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート (2号棟)	練馬区南田中3-31	32.6	1	23,600	44,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート (6号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	3	24,300	48,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート (27号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート (48号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	2	24,500	47,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート (49号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	47,000
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-1号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	103,300
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート (3号棟)	足立区中央本町5-17	55.9	1	40,800	73,200
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,700	37,400
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (2号棟)	足立区六月2-25	48.1	1	34,700	59,000
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート (4号棟)	足立区島根4-20	51.0	1	37,200	64,000
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート (1号棟)	足立区六月2-8	59.6	1	43,800	79,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (9号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	2	24,800	39,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (6号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	35,600
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (14号棟)	足立区竹の塚7-16	33.4	1	22,800	37,800
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (3号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,300	42,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (4号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,300	42,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (11号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,300	42,300
一般都営	中層耐火	新田一丁目アパート (12号棟)	足立区新田1-14	33.4	1	22,400	31,300
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート (11号棟)	足立区江北7-13	37.7	1	25,400	40,200
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート (13号棟)	足立区江北7-13	37.7	1	25,400	40,200
一般都営	高層耐火	谷在家アパート (12号棟)	足立区谷在家3-22	37.9	1	25,700	39,700
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (1号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	1	25,400	40,300
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (1号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,600
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (4号棟)	足立区六木1-5	40.5	2	27,400	41,000
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (9号棟)	足立区六木1-5	33.4	1	22,400	35,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (16号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,400	39,300
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (18号棟)	足立区六木1-5	40.5	2	27,500	43,500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (6号棟)	足立区南花畑4-11	33.4	1	22,800	38,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (14号棟)	足立区花畑8-5	41.7	1	28,100	41,500

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (22号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	25,800	38,200
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート (7号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	29,800	42,200
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート (4号棟)	足立区南花畑5-24	60.9	1	43,500	70,900
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート (6号棟)	足立区六木3-39	55.9	3	39,800	68,600
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (3号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,800	66,900
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (4号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,800	66,900
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (6号棟)	足立区加賀2-31	55.9	2	39,800	66,900
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (7号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,800	66,900
一般都営	中層耐火	足立加賀二丁目アパート (5号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,000	64,000
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート (3号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	40,700	66,800
一般都営	高層耐火	足立人谷町アパート (3号棟)	足立区人谷8-16	55.9	2	39,500	65,900
一般都営	高層耐火	足立人谷町アパート (4号棟)	足立区人谷8-16	55.9	1	39,500	65,900
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート (7号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	3	37,900	68,900
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第3アパート (1号棟)	葛飾区亀有2-17	59.6	1	45,000	88,900
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	2	38,900	65,100
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	6	42,400	69,200
一般都営	中層耐火	西瑞江四丁目アパート (1号棟)	江戸川区西瑞江4-19	55.9	1	43,100	71,300
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,300	43,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地 (16-3号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,300	42,800
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (53号棟)	立川市富士見町6-53	42.3	1	23,400	43,100
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (55号棟)	立川市富士見町6-55	52.4	1	28,600	53,300
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (59号棟)	立川市富士見町6-59	42.3	1	23,400	43,100
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート (5号棟)	武蔵野市境5-15	55.9	1	42,600	92,300
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート (3号棟)	府中市新町2-67	62.1	1	38,600	88,400
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート (1号棟)	府中市天神町2-10	62.1	1	39,900	92,300
一般都営	中層耐火	昭和町一丁目アパート (1号棟)	昭島市昭和町1-10	59.6	1	34,500	76,500
一般都営	高層耐火	昭島玉川町アパート (2号棟)	昭島市玉川町1-8	38.2	1	18,100	43,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	29,800	66,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (2号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	29,800	66,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (3号棟)	調布市国領町3-8	46.2	1	25,200	55,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (6号棟)	調布市国領町8-1	45.2	1	26,900	66,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	31,900	78,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (7号棟)	調布市国領町8-1	51.2	2	30,500	75,500

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート(2号棟)	調布市富士見町4-6		62.1	1	37,700	87,200
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート(4号棟)	調布市深大寺東町8-24		62.1	1	37,900	91,900
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート(4号棟)	調布市柴崎1-7		51.0	1	31,500	78,900
一般都営	中層耐火	調布ケ丘二丁目アパート(2号棟)	調布市調布ケ丘2-28		55.9	1	35,700	88,400
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(2号棟)	調布市染地1-1		60.2	1	36,500	86,200
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(4号棟)	調布市染地3-3		51.0	1	29,600	67,600
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(6号棟)	調布市染地3-3		55.9	1	32,400	74,100
一般都営	中層耐火	森野二丁目第2アパート(2-17-5号棟)	町田市森野2-17		63.2	1	39,700	92,600
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(7号棟)	町田市成瀬7-10		55.9	1	30,400	59,400
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野2-2		55.9	1	32,500	76,100
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(2号棟)	町田市山崎町840		55.9	1	29,500	52,300
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(2号棟)	日野市新井842		33.4	1	14,800	29,700
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(6号棟)	東村山市萩山町2-13		60.2	1	35,400	72,300
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(5号棟)	東村山市秋津町5-1		62.1	1	37,600	79,000
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(2号棟)	東村山市富士見町2-9		42.3	1	23,000	45,100
一般都営	中層耐火	富士木三丁目アパート(1号棟)	国分寺市富士木3-13		51.0	1	27,900	59,100
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(13号棟)	国立市北3-22		48.1	1	28,300	59,900
一般都営	中層耐火	田無木町七丁目アパート(19号棟)	西東京市田無町7-12		56.8	1	34,000	71,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート(10号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	17,900	44,300
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(3号棟)	清瀬市野塩5-255		51.0	1	29,400	57,700
一般都営	中層耐火	東久留米八幡町第3アパート(22号棟)	東久留米市八幡町2-14		55.9	1	31,700	59,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-5号棟)	多摩市諏訪5-2		37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-3号棟)	多摩市落合4-4		51.1	1	25,800	39,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-7号棟)	多摩市貝取3-2		60.9	1	32,900	59,600
一般都営	中層耐火	瑞穂アパート(34号棟)	瑞穂町むさし野1-5		36.4	1	16,000	31,500

●東京都告示第百八十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第  
三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都  
営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和三年三月一  
日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告  
示する。

令和三年二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	中層耐火	萩中三丁目アパート（20号棟）	大田区萩中3-27	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート（49-1号棟）	渋谷区笹塚2-49	36.2	1	30,800
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート（20号棟）	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	1	25,600
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート（1号棟）	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,900
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート（2号棟）	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,400

●東京都告示第百八十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和三年二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

若木二丁目アパート 板橋区若木二丁目三 二八区画  
車場 十一番

扇一丁目第4アパート 足立区扇一丁目五十 二二区画  
駐車場 四番

日野新井アパート 日野市新井八百二十 四区画  
場 一番地

規程（交）

●交通局規程第二号

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年二月二十六日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都交通局契約事務規程（昭和三十九年交通局規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「して、くじを引いた入札参加者又は代行した職員をして、これに記名押印させなければならない」を

「するものとする」に改める。  
第二十二條第五号中「記名又は押印の」を「署名及び記

名押印のいずれも」に、「記名若しくは押印又は」を「署名及び記名押印のいずれもないもの又は」に、「記名若しくは押印に」を「署名若しくは記名押印に」に改め、「記録が」を削る。

第八十一条第一項第一号中「という。」の下に「及び二千二十年十二月十八日に効力発生のための国内手続が完了したことを相互に通告する外交上の公文の交換が行われた包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和二年条約第十六号。以下「日英協定」という。）」を加え、同条第三項第一号中「日欧協定」の下に「及び日英協定」を加える。

別記第四号様式中

記	名	押	印	の	い	づ	れ	も	に	、	「	記	名	若	し	く	は	押	印	又	は	」	を	「	署	名	及	び	記	名	押	印	に	」	に	改	め	、	「	記	録	が	」	を	削	る	。
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

